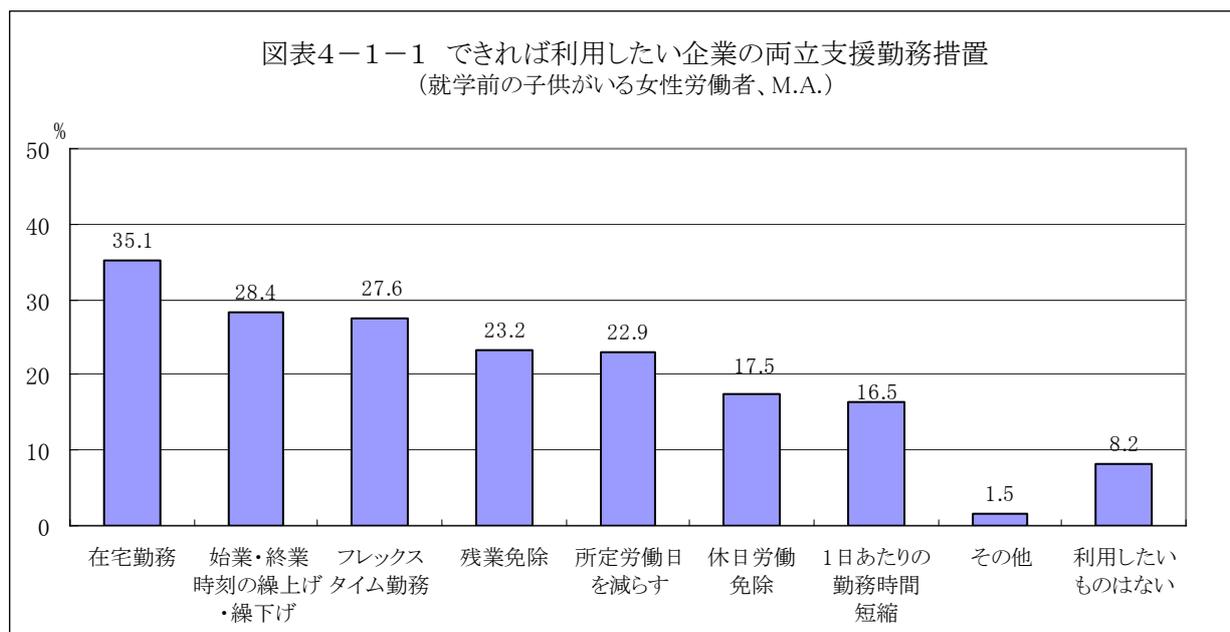


## 第4章 フレックスタイムとの併用と夫の働き方との組み合わせ

先にt社Uさんは、短時間勤務労働者の評価等の問題に対し、その解決策として育児期でもフルタイムで働ける選択肢として、フレックスタイム勤務+在宅勤務の併用を提案していることをみた。同時にUさんは「家族（夫）の協力がなければ、いくら短時間勤務であっても責任ある仕事を全うするのは難しいと思う」ともしている。ここでは、ヒアリングから得られたそれらの事例を紹介したい。

### 4-1 利用したい両立支援勤務措置

日本労働研究機構の調査によると、育児期（末子未就学）の女性労働者が、できれば利用したい両立支援勤務措置として挙げているのは、「1日あたりの勤務時間短縮」よりも、「在宅勤務」、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」や「フレックスタイム勤務」といった勤務場所や勤務時間帯を弾力化させる制度が上位となっている（図表4-1-1）。



(出所) 日本労働研究機構 (2003) 「育児や介護と仕事の両立に関する調査」(育児個人調査)

### 4-2 フレックスタイム制度との併用等

まず、在宅勤務とフレックスタイム勤務の併用事例を紹介しよう。

L社Nさんは「夏休みの学童保育は（学期中の学校の始業時刻より遅い）朝9時からなのと、子供にとっても初めての夏休みなので、子供が不安にならないように、今月は朝（から）預けるのはやめることにした。夫がフレックス勤務なので、夫に遅く会社に出勤してもらったり、夫が朝早いときは、私が少し遅めに出勤したりした。私も8月からフレックス勤務になり、あまり気にしなくても済むようになった」としている。例えば、ある日は「9時前に

子供を送り出した後、午前中はテレワーク、昼休み時間を利用して出勤した（ただし、フレックス勤務適用の効果もあり、結果的には夏休み期間中は、午前のテレワークは1～2回程度しか利用しなかった）」という。

またE社でも併用が認められており、fさんは「フレックスタイム制で勤務時間を8時15分～17時としており、e-ワークの利用は1年目である。事前申請で週1～2日、終日の形態でe-ワークを行っている。実際の利用頻度としては、仕事の状況・内容に応じて、週に2日e-ワークをすることもあつたし、まったくしない週もある」としている。

正式なフレックスタイム制度ではないが、L社MIIさんは「当社の通常の勤務時間帯と所定労働時間は9時～17時40分の7時間40分であるが、私の場合、上司との相談・了解の上、フレックス勤務的に働き、(在宅での2時間の)早朝勤務を9時～17時40分の前後に残業として申告している。具体的には、10時頃の出社になるので8時～17時40分等の勤務時間である」という。

一方、フレックスタイムより、短時間勤務+所定外労働の方が働きやすいという労働者もいる。すなわち、L社のNさんは「第一子の出産後、育児休業を10カ月取つた後、子供を保育園に預け昨年度(2004年度)末までは、短時間勤務制度を利用して9時30分～16時40分の勤務時間設定をしていた」が、その中で「徐々に生活のペースをつかんだことと何より私自身をもつと仕事をしたいという気持ちが強く、保育園の延長保育が19時まで可能だつたこともあり短時間勤務(9時30分～16時40分)の申請はそのままだったが、勤務時間を可能な限り(当時は通勤時間が1時間だつたので、やれるときは18時まで)延ばしていた。もちろん、仕事がなければ早く帰れるし、フレックスタイムの場合のように月単位で一定の労働時間を満たすために調整を行う必要もないので、短時間勤務の方が柔軟で、メリットがあつた」としている。

#### 4-3 夫の働き方との組み合わせ

次に、男性(夫)の働き方も弾力化させ、女性の働き方と組み合わせることも重要である。

Uさんは「上司の配慮があつても、新サービスのプロセスによっては(例えばサービス提供直前)、どうしても時間内では裁き切れず、残業が発生する、もしくは続く場合もある」とし、それに対応するため「私の夫は本来9時30分～18時勤務のところ、上司の理解と職場同僚の協力により(属人的に)、8時30分～と1時間シフト勤務を行つており、早退しなくても(会社で残業はできないが)保育園や学童クラブへのお迎えに間に合うように調整・協力してくれている。シフト勤務は昨年からで、最初は月・水・金曜日の週3日であつたが、今年からは毎日となつた」という。

また先にフレックスタイムと在宅勤務の併用の事例で既に示したように、L社Nさんは「夫がフレックス勤務なので、(息子の夏休みの学童保育の始業が遅いため)夫に遅く会社に出勤してもらつたり、夫が朝早いときは、私が少し遅めに出勤したりした」としている。

同時にNさんは「我が家は『男の子』ということもあり、母親べったりの生活から脱却するため、夫と相談して、週1回は早く帰宅してもらうように決めた」という。Nさんは「この週1回の『自由な夜時間』を、時間を忘れて仕事したり、飲み会に行ったりして過ごしている。仕事はテレワークを活用して、どこでもできるようになったけれど、働く母にとって人脈作りとか情報収集といった、飲み会でのコミュニケーションというのは、時間と場所が限定されるだけに永遠の課題である。職場でも、本音が出たり貴重な情報が飛び交うのは、たいてい残業している時。常に早く帰宅している身には把握しがたく、週1回のこの貴重な『夜の自由時間』を有意義に過ごしたい」という。

さらにE社では夫婦で在宅勤務というケースも多く、例えばE社勤務のfさんの夫も「e-ワークを行い、育児に参加している」という。

なお、L社のMIIさんは、夫の働き方との組み合わせの視点からも、在宅勤務+フレックスタイム勤務の併用の必要性を指摘している。「男性も子育てしやすい環境にしてほしい。平日、夫の仕事が忙しく、かつフレックス不可、テレワーク不可の状態、全くサポートを受けられないため、私のテレワークかつフレックス的勤務で切り抜けているのが実情である」。したがって「男女共同参画社会にするためには男性の働き方も変える必要があると思う。そうすると、私ももっと仕事ができるし、夫への不満も少なくなるし、子供との時間も増えるしと、いいことだらけであるが…。また、男性も人生を楽しめるのではないかと思う。そのためには、男女ともに、テレワーク（在宅勤務）だけでなく、同時にフレックスタイム勤務も普及して、働く場所・時間帯の自由度が高まる必要があると思う」としている。

#### 4-4 <補論>

夫婦の働き方の組み合わせに関連して、(雇用労働者でも)夫の働き方に自由度があると、家事・育児への参加が多少なりとも高まるかどうかを、労働政策研究・研修機構(2005)「仕事と生活調査」<sup>7</sup>の個票データを用いて検証してみよう(図表4-4-1、4-4-2)。

ロジスティック回帰分析によると、親と同居していない末子が12歳以下の共働き夫婦(ともに雇用者)の夫が、1割以上の家事・育児に参加する比率は、

- ① 末子年齢が低いほど高い。
- ② 夫の労働時間が長いほど、逆に妻の労働時間が短いほど低い。
- ③ 始業・終業時刻を夫のみ調整できる場合は高い(しかし夫婦とも調整できる場合は、係数上はプラスであるが有意ではない。妻も調整できるとやはり家事・育児は妻の負担になる傾向が高いものと考えられる)。

以上から、夫のみ始業・終業時刻を調整できる場合に、夫の家事・育児参加が多少なりとも高まる効果が確認される。

<sup>7</sup> この調査の詳細については、労働政策研究・研修機構(2006)労働政策研究報告書No.64「仕事と生活の両立—育児と介護を中心に—」を参照。

図表 4-4-1 推計結果

被説明変数：夫の家事・育児参加ダミー（ほとんど妻=0、夫1割以上=1）							
	B	標準誤差	Wald	自由度	有意確率	Exp (B)	
説明変数							
性別ダミー（男性=0、女性=1）	0.153	0.344	0.199	1	0.656	1.166	
子どもの数	0.057	0.252	0.051	1	0.822	1.058	
末子年齢	-0.090	0.053	2.869	1	0.090	0.914	*
夫・週労働時間	-0.496	0.184	7.271	1	0.007	0.609	***
妻・週労働時間	0.340	0.180	3.568	1	0.059	1.405	*
始業・終業時刻調整ダミー（対象：「夫婦とも不可」）							
夫不可・妻可	-0.207	0.554	0.140	1	0.708	0.813	
夫可・妻不可	0.686	0.412	2.766	1	0.096	1.986	*
夫婦とも可	0.341	0.538	0.401	1	0.526	1.406	
定数	0.777	1.043	0.556	1	0.456	2.175	

\*\*\*1%水準で有意、\*10%水準で有意。

Cox & Snell R <sup>2</sup> 乗	0.126	カイ 2 乗	22.4
Nagelkerke R <sup>2</sup> 乗	0.169	自由度	8
-2 対数尤	204.9	有意確率	0.004

図表 4-4-2 記述統計量

	最小値	最大値	平均値	標準偏差	N
家事・育児分担ダミー	0	1	0.566	0.497	166
性別ダミー	0	1	0.410	0.493	166
末子年齢	0	12	6.873	3.390	166
子どもの人数	1	5	2.060	0.667	166
夫の週労働時間	5	160	51.133	12.500	166
妻の週労働時間	0	80	29.133	12.381	166
始業・終業時刻調整ダミー（対象：「夫婦とも不可」）					
夫不可・妻可	0	1	0.114	0.319	166
夫可・妻不可	0	1	0.289	0.455	166
夫婦とも可	0	1	0.127	0.333	166